○農林水産省告示第二千百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南アルプス市芦安芦倉字野呂川入西方一六八四・字野呂川入一六八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県三方上中郡若狭町河内五三号明神六の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字蓬原七七一の二一・七七一の七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町矢ノ川字後地七五五の二二、七五五の二四、七五五の二五、七五五の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町矢ノ川字後地七五五の二九から七五五の三二まで、七五五の三四、七五五の三五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県浜田市西村町二〇一六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市黒瀬町宗近柳国字ガガラ山五一の五（国有林）・六八の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市西条町馬木二〇〇一の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府宇治市宇治折居二三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区粟田口如意ヶ嶽町一の三一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡富士川町高下字北畑九四八の四八、九四八の四九、九五〇の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　東京都小笠原村父島字奥村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　干害の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　東京都小笠原村父島字奥村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び小笠原村役場に備え置いて縦覧に供する。）